

那珂市下水道事業地方公営企業法適用推進事業の進捗状況について

1 概 要

- 平成 27 年 1 月に、総務大臣から「公営企業会計の適用の推進について」が通知され、施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくため、自らの経営状況を正確に把握することが可能となるように、地方公営企業法の適用により公営企業会計に移行し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請されました。
- 当市では、国の要請を踏まえ、平成 28 年 3 月に「那珂市下水道事業地方公営企業法適用基本方針」を定め、平成 32 年度会計からの適用に向けて、公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る固定資産の調査のほか、関係課の担当者との協議等を順次行い、計画的に法適用事務を進めております。
- このたび、関係課との協議を踏まえ、法適用後の事務の取扱い及び今後のスケジュールについて以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

2 法適用後の事務の取扱いの要旨

(対象事業) 公共下水道事業、農業集落排水事業

(適用範囲) 全部適用 (管理者非設置)

※ 当市では水道事業及び下水道事業を上下水道部において実施していることから、この業務体制を継続し、財務に関する規定のほか、組織及び職員の身分取扱いに関する規定を含めた、地方公営企業法の全部の規定を適用する (ただし、企業管理者は設置しない)。

※ 市長の権限に属する事務である浄化槽設置補助事業についても、引き続き下水道課が所管する。

※ 水道事業者に対する使用料徴収事務の委任は、法適用後も継続する。

(適用時期) 平成 32 年度会計 (平成 32 年 4 月 1 日) から適用

3 今後のスケジュール

- 今後、法適用後の事務の取扱いに基づき、企業会計システムを構築します。構築後、現在進めている公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る固定資産の調査及び評価結果を速やかに入力します。
- 法適用手続きに係る条例・規則等の改正に向けて、改正候補の抽出等の準備を進め、平成31年度中に条例改正を行う予定です。
- 法適用後の下水道事業の円滑な運営のため、総務課・財政課・会計課・水道課等の関係各課との調整を引き続き行うほか、担当する職員に対して必要な引継ぎ及び研修を実施します。
- 法適用後も下水道事業を引き続き持続的・安定的に運営することができるよう、平成29年3月に策定した「下水道事業経営戦略」については、地方公営企業会計に基づいた所要の見直しを行う予定です。

主な項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
条例・規程等の制定・改正	方針検討 → 改正候補抽出	改正案作成 → 議会上程	運用
出納・収納代理金融機関の指定	方針検討	金融機関との調整 → 指定	出納・収納事務執行
企業会計システム関連	方針検討 → システム構築	運用開始	運用
平成32年度新予算編成	繰入基準等の方針検討・決定	予算編成 → 議会上程	執行
出納その他会計事務	方針検討	具体的な調整・システム変更 → 引継	執行
平成31年度打ち切り決算	方針検討	具体的な調整 → 打切	決算報告
総務省報告・税務署届出		準備	報告・届出